

# 医療費控除をご存知ですか？

一年間に10万円以上の医療費を支払った場合が対象です。

- 自分自身や生計を一にする家族のために支払った1年間(1/1~12/31)の医療費総額が10万円を超えた場合、確定申告をすれば所得控除(税金の還付)を受けることができる制度で翌年2/16~3/15の確定申告時に行います。
- 医療費を支払った時、領収書はちゃんと保管しておきましょう！

課税所得	医療費	15万円	20万円	25万円	35万円	50万円	100万円
	税率	減税額の目安					
~195万円	5%	2,500円	5,000円	7,500円	12,500円	20,000円	45,000円
195万~330万円	10%	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	40,000円	90,000円
330万~695万円	20%	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円	80,000円	180,000円
695万~900万円	23%	11,500円	23,000円	34,500円	57,500円	92,000円	207,000円
900万~1,800万円	33%	16,500円	33,000円	49,500円	82,500円	132,000円	297,000円
1,800万円~	40%	20,000円	40,000円	60,000円	100,000円	160,000円	360,000円

- 家族構成や家族の収入、保険料等によりバラつきがありますので、減税額はあくまで目安です。
- 保険金などで補填される金額は、医療費総額より差し引かれます。



例えば・・・

## 年収400万円の方が35万円の治療をする場合

10万円を超える治療費  
(35万円-10万円)

$$\begin{array}{r}
 \text{税率} \\
 \text{減税額} \\
 \text{治療費}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \times 20\% = 5\text{万円} \\
 \downarrow \\
 35\text{万円} - 5\text{万円} = 30\text{万円}
 \end{array}$$



### ● 医療費控除が使える場合

- ・不正咬合の歯列矯正などの保険外治療
- ・歯周病予防のクリーニング(PMTC)
- ・クラウンや義歯など
- ・公共交通機関(タクシーを含む)を利用したときの交通費など

### ● 医療費控除の対象外となる場合

- ・審美を目的としたホワイトニングや歯列矯正治療
- ・歯周病治療のための電動歯ブラシや口腔洗浄器の購入
- ・自家用車で通院したときのガソリン代や駐車場料金など